

敷田年治『古事記標注』の翻刻と研究（四）

井上 隼人
小野 謙巳

凡例

一、敷田年治『古事記標注』は、森吉兵衛出版（明治十一年六月刊、裏表紙見返しに文榮堂前川善兵衛の書肆名あり）七冊を底本とした。

一、翻刻に際して、底本の漢字は内容理解を妨げないために、主として通行の字体を用い、旧字と新字の混在する場合は新字に統一するなど、なるべく平易に活字化するよう努めた。

一、翻刻に際して、底本の状態によつて判読不能な文字は別本を確認し、その上で判読不能と断じた場合は■によつて示した。誤植とみられる表記については「」で括り、上段にその旨を示した。

一、翻刻に際して、底本の小書双行注は「」で括り、大字で示した。

一、底本では注釈の区切りを示す○印がすべて追込みにしてあるが、読みやすさを考慮して○印ごとに改行した。

一、翻刻本文は二段組みで示し、下段に『古事記標注』の本文、上段に本居宣長『古事記伝』の説を抄出して掲げた。

『古事記伝』は大野晋編『本居宣長全集』第九卷～第十二卷（筑摩書房、昭和四十三年七月～昭和四十九年三月）

を用いた。

一、『古事記標注』の本文と訓読は『古事記伝』と校合を行い、『古事記伝』に異同がある場合は上段にその旨を記した。校異は片仮名を付して示し、異訓は算用数字を用いて示した。

一、『古事記伝』の注釈は、『古事記標注』と異なる見解が示されている箇所を抄出した。
一、『古事記標注』の本文翻刻は小野諒巳が行い、『古事記伝』との比較検討は井上隼人が行つた。

古事記標注中巻之上（垂仁天皇）一

1タマカキノ

伊久米、伊理毘古、伊佐知命、坐一師木玉垣宮、治二天下也、
此天皇、娶一沙本毘古命之妹、佐波遲比賣命一、生御子、品牟都和氣命〔二柱〕

○伊久米伊理毘古、伊佐知命ハ、後に垂仁と謚シ奉れり

○師木玉垣宮、師木ハ、大和国郡名、城下郡也、玉垣ハ、贊称にて、紀に珠城宮に作れり、大和志に、在穴師村ノ西

○品牟都和氣命、名義下に見えたり

又 妻 一旦波比古多須美知能、宇斯王之女、イ冰羽州比賣命一、
生 御子、印色之入日子命、〔印色二字以レ音〕次大帶日子、淤斯呂和氣命、〔自レ淤至レ氣五字以レ音〕次大中津日子命、次倭比賣命、
次若木入日子命〔五柱〕

○旦波比古多々須云々、上に見えたり

○（日波比古多須美知能宇斯王について）諸本並能字なきを、延佳上文に依て補たり師も其を用ひられ、今も其に依れり、（略）凡て宇斯の上は、必ず之と云例なれば、此も必能字あるべきなり、

イ冰 口婆（婆字、諸本に波と作れど、今は眞福寺本に依れり、下には、諸本並婆とあればなり）
1ミコトニ 2ミアヒマシテ 3ビ
4ミコトニ 5ミアヒマシテ 6バ
7ト

又²娶^一其^イ冰羽州比賣命之弟、沼羽田之、入毘賣¹命^一、生^一御子、沼^{タラシワケノミコト}
帶別命、次伊賀^{タラシヒコノミコト}带³日賣命^一、〔二柱〕又⁵娶^二其^イ沼羽田之入³日賣命^一
之弟、阿邪^{アザ}美能伊理^{アリ}毘賣⁴命^一、〔此女王名以^レ音〕生^一御子、伊許^ロ波⁶
夜和氣命、次阿邪^{アザ}美都^{ミツ}比賣⁴命^一、〔二柱此二王名以^レ音〕又⁷娶^二大筒木、
垂根王之女、迦具夜比賣¹命^一、生^一御子、袁邪辨王、〔一柱〕又⁷娶^二山^{ヤマ}
代^{シロノオホクニノフチガムスメ}大国之淵之女、^{カリバタトボヲ}荊羽田刀辨^一、〔此二字以^レ音〕生^一御子落別王、^{ツギニイ}次⁷伊^{ツシ}登志別王^{〔伊登志三字以^レ音〕}
五十日帶^{カタラシヒコノミコト}日子王、^{ツギニイ}次⁷伊^{ツシ}登志別王^{〔伊登志三字以^レ音〕}

○氷羽須比賣命、も上に出^イ
○印色之入日子命、紀に、五十瓊敷入彦命、に作れり、印ハ御祖父の、御名を繼^テ給^ヘり
○大帶日子、淤斯呂和氣命、称^ヘ名也、淤斯呂ハ、記傳に、押知と云^ヘり、按に忍知也

○大中津日子命、称名也、此御子を紀に、皇女に傳へたり
○倭比賣命、倭ハ大和國、山辺郡に、大和^{オホヤマト}と云鄉名あり
○若木入日子命、記傳に、木ハ城也と云^ヘり

○沼羽田之入毘賣命、名義未思得ず、
沼羽田は、丹波の地名などにもやあ
らむ、（略）

○（阿邪美能伊理毘賣命について）名
義、未思得ず、丹波の地名にや、（略）
さて此名も、上にも下にも御兄弟を
舉たる中に見えず、（略）

○伊賀帶日子命、伊賀考なし、紀に膽香足姫と、して皇女に傳へたり
○阿邪美能伊理毘賣命、名義考なし、紀に薌瓊入媛に作れり

○伊許波夜和氣命、姓氏錄、阿保朝臣、下に、垂仁天皇皇子、息速別命、とあり、
名義字の如し式に陸奥国、牡鹿郡に、伊去波夜和氣命神社あり、紀に池速別、
に、作れり、式に大和国城下郡、池坐朝霧黃幡比賣神社、と云フ神名もあれ
バ、若クハ地名に依れる御名か、波ノ字記傳に、一本に依リて、婆に改メたる
ハ非也

○阿邪美都比賣命、御母の名に依れり

○大筒木垂根王、上に注ヘり

○迦具夜比賣命、輝ク意にて称ヘ名也

○袁邪辨王、名義考なし、紀に此御子なし

○山代大国之淵、和名抄に、山城国宇治郡、大国ノ郷あり、淵ハ名也

○菟羽田刀辨、上に同名あり

○落別王、紀に祖別ノ命、に作れり、此記にハ、清音に傳ヘたり

○五十日帶日子王、記傳に、嚴の意と云ヘり

○袁邪辨王、御名義、未思得ず、若シ
くは邪字は、那の誤り、此は互に誤
れる例これかれあり、應神天皇の御
妃にも、袁那辨郎女といふあり、書
紀には、此皇子無し、

○（伊登志別王について）伊の義ココロ、未思得ダヒず、登志トシは、速トシなるべし、書紀には、膽武イタケワケ別命とある、武タケキと速トキとは、同意におつればなり、（略）

○伊登志別王、登字は、ツの古音以て書けり、万葉廿に、美等登志奴波祢ミツヌバネ、とあり、見乍忍ミツハむなり、名義ハ嚴イソシにて、其由ハ下に見ゆ、紀に膽武別ノ王に作れり

1ミハシラニマス

又娶マタメシテ其ソノ大國オホクニ之淵ノフチ之女ガムスメ、弟オトカリバタ羽田刀辨トベヲ、生ウミマセル御子ミコ、石衝イハツクワケ別ノミコ玉ツギニイハ、次石衝ツクビメノミコト毘賣マタノミナハ命、亦名フタザノイリ、布多遲能伊理毘賣ヒコミコトヲマリミハシラ命、ツクビメノミコト二柱ツツカミ凡此天皇之御子等タチ、十六王トヨマリムハシラ、男王ヒコミコトヲマリミハシラ十三トヨマリミハシラ、女王ヒメミコトミハシラ一三トヨマリミハシラ故大帶カレオホタラシヒ日子オシロワケ、淤斯呂和氣ヨサカヒトキマシキ命者ハシロシメシキ、治アメノシタ二天下ミミノタケ一也ヒトツエマリフタキ、御身長ミミノタケ、一丈二寸ヒトツエマリフタキ、御脛長ヒメミハギノナガサ、四尺一寸ヨサカヒトキマシキ也ハ

○石衝別王、名義考なし

○布多遲能伊理毘賣命、紀に両道入姫に、作れり、名義考なし

○一丈は、ヒトツエとも、ヒトヒロとも、訓べし、杖より出たる、名なるべし

○寸は、キと訓べし、上卷に、市寸嶋イチキ比賣命、田寸津タキ比賣命、とあり、刻の義なるべし

○御脛ハ、膝より下の名也

尺一寸は、長きに過たり、故思ふに、他處コトトコロよりも、御脛は殊に長く坐けるなるべし、此長さを、如此別に申せらるも、其故なるべし、

1 イリビコ 2 ツクリタマヒキ
3 マツリキ

尺に此訓を脱し、太加波可利と注せるに依りて、尺は字音也、と思ふめるハ、偶音訓闇合に心着^カざる也

次印色^{ツギニイシキ}一入日子命者^{イリヒコノミコトハ}、作^{ツクリ}二血沼池^{チヌノイケヲ}、又作^{マタツクリ}二^{モラ}
高津池^{タカツノイケヲ}一、又坐^{マタマシテ}二鳥取之河^{トトリノカハカミノミヤニ}上宮^{シメ玉ヒキ}一、令^{ツクラ}レ作^{タチ}二横刀^{タチ}、壹仟口^{チヂヲ}一、是^{コヲ}
奉^{マツリ玉ヒキ}レ納^{ヲサメ}二石上神宮^{イソノカミノカミノミヤニ}一、即^{スナハチマシテ}坐^{ソノミヤニ}二其宮^{サダメ玉ヒキ}一、定^{カハカミバヨ}二河上部^{カハカミバヨ}也^{是コヲ}

○血沼池、和泉志に、在^二日根郡野々村ノ西、今曰^二布池^一

○狹山池、和名抄に、河内国丹北郡、狹山郷あり、此池は世に名高^カけれバ、精注に及はず

○日下之高津池、紀に高石池^{タカシノ}、に作れり、和名抄に、和泉国大鳥郡、郷名日下^{ハクサベ}久佐倍^{タカシノ}、と注せり、此地か、式に同郡高石神社^{タカシ}、もあれバ、此記の津ハ誤^リにて、高師池なるべし、万葉一に、大伴乃高師能演^{オホトモノタカシノハマ}、とあるも此地也

○鳥取之河上宮、和名抄に、和泉国日根郡、鳥取郷あり、紀に、菟^ウ砥^ト河上宮、に作れり、此宮趾、和泉志に、在^二同郡自然田村^一

○石上神宮は、式に大和国山辺郡、石上坐、布留御魂神社

○河上部の、部ハ属にて、紀に楯部、倭文部云々、十箇品部を、賜ふ
とあり、譬ヘバ楯を縫ふ手人、十人にまれ、廿人にまれ、聚メて楯縫ノ一部と
し、かゝる十部を惣て、河上部とハ云ヘり

次大中津日子命者、**〔山辺之別、三枝之別、稻木之別、阿太之別、尾**
張國之、三野別、吉備之、石无別、許呂母之別、高巣鹿之別、飛鳥君、
牟礼之別等祖也〕

○山辺之別ハ、大和国の郡名に依れる姓なるべし、別ハ戸^{ワケ}にて、吾兄^{ワガエ}の切^{カバネ}
れる也

○三枝之別、考なし、天武紀に、福草部^{サキクサペノミヤツコニ}造、賜レ姓曰^{ムラジト}連、續後紀十四に、
三枝ノ直平麿、とあるハ、惣^ヘて異姓也、顯宗紀に、置^二福草部、とあるハ異
事也

○稻木之別、地名なるべけれど、定めがたし、**〔尾張國丹羽郡、出羽國川邊郡などに、此地名あり、なほあるべし、〕**（略）

○稻木之別、和名抄に、尾張国丹羽郡、稻木郷あり
○阿太之別、和名抄に、大和国宇智郡、阿庵郷あり
○尾張国之三野、式に同国、中嶋郡見努神社
○吉備之、石无別和名抄に、備前国磐梨郡、磐梨郷あり、氏人ハ、續紀廿九、

續後紀五、文德實錄二に、見えた

○許呂母之別、次に落別王の御末に、

三川之衣君あり、彼と錯ひたる傳へ

には非るか、他には考なし、

○飛鳥君、大和の飛鳥には非じ、

何國ならむ、地も氏も考なし、（略）

○（牟礼之別について）何れとも定め難し、氏も考なし、

○許呂母之別、和名抄に、参河国郷名、舉母ハ古呂毛、と注せり

○高巢鹿之別、詳ならず

○飛鳥君、式に大和国、高市郡、飛鳥坐神社氏人ハ、續紀卅四に、飛鳥ノ朝

臣御井、と云フ女見ゆ

○牟礼之別、式に摄津国嶋下郡、牟礼神社あり、此地名猶多かり、氏人ハ

史に見えず

イ婆

1マツリタマフ 2バ

○次倭比賣命者、「^{ツギニヤマトヒメノミコトハ}_{イツキ}祭^{マツリ玉ヒ}伊勢大神宮^{イセノオホカミノミヤヲ}一也」次伊許^{ツギニイコ}波夜和氣王^{ハヤワケノミコトハ}
者、「^{サホノアナホベノ}沙本穴太部之別祖也」^{ワケノオヤナリ}次阿邪美都比賣命者、「^{ツギニアザミツヒメノミコトハ}_{ミアヒマシキ}嫁^{イナセ}三稻瀬毘古^{イナセヒコ}
^{ミコニ}王^{ミコノミコハ}」次落別王者、「^{ツギニオチワケノミコハ}_{ヨツキノヤマノキミ}小月之山君、三川之衣君之祖也」

○拜祭伊勢大神宮、この事ハ、二十五年三月紀、及大神宮儀式帳、倭姫世記等に詳也

○沙本ノ穴太部之別、沙本ハ、大和国添上郡の地名也、是は雄略紀に、詔置^{ヤガテ}二
穴穂部、とあれば、伊許波夜和氣ノ王の、御末この部を掌り、即姓に、賜
はりしなるべし、天武紀に見えたる、穴穂部ノ造ハ、異姓也

○（稻瀬毘古王について）御名義、未^ダ
思得^ヒず、稻^{イナ}は、字の意、瀬^セは兄か、（略）

○稻瀬毘古王ハ、景行天皇の皇子也

○小月之山君、式に近江国、栗太郡小槻神社、續後紀十九に、近江国栗太
郡の人、小槻山ノ君、家嶋など見ゆ

○三川之衣君ハ、上の許呂母之別ノ、下に注^ヘリ

イ伊^イ登^{ミコト}志^シ部^ベ

1ト 2マサザルニ 3イトシベヲ
4ハクヒノ 5ナリタマヒキ

次^{ツギニ}五十日^イ帶^{カタラシ}日^ヒ子^{コノミコハ}王^{カスガノヤマノキミ}者^{コシノイケノキミ}、春^{カスガ}日^{ベキミノオヤ}山^{カタラシ}君^{ヒコノミコハ}、高^{カスガ}志^{ベキミノオヤ}池^{カタラシ}君^{ヒコノミコハ}、春^{カスガ}日^{ベキミノオヤ}部^{カタラシ}君^{ヒコノミコハ}之祖^{カタラシ}、次^{ツギニ}伊^イ登^{ミコト}志^シ和^{シワケノミコハ}氣^{ミコト}王^{カスガノヤマノキミ}者^{コシノイケノキミ}、
〔因^{ヨリ}レ²無^{ナキニ}レ^{ミコテ}子^{シテ}而^{ミコシロト}、為^{ミコシロト}二^{イツ}子^{ヒコノミコハ}代^{ペヲ}、定^{サダメ}二^{イツ}伊^イ都^{ベキミノオヤ}部^{カタラシ}一^ツ〕、次^{ツギニ}石^{ツギニ}衝^{ハツク}別^{カケ}王^{カスガ}者^{ベキミノオヤ}、
〔⁴羽^{ハグヒノキミ}昨^{キミ}君^{ミラノキミノオヤ}、三尾^{ミラノキミノオヤ}君^{ミラノキミノオヤ}之祖^{カタラシ}〕、次^{ツギニ}布^{ツギニ}多^{タヂ}遲^{タヂ}能^{ノミコト}、伊^イ理^{ビメノミコト}毘^{ビメノミコト}賣^{マトタケノミコト}命^ハ者^{カタラシ}、
〔⁵為^{ナリ玉フ}倭^{ヤマトタケノミコト}建^{タケノミコト}命^ハ、^二倭^{ヤマトタケノミコト}建^{タケノミコト}命^ハ〕、
之^ノ后^{キサキト}、^一

○伊^イ登^{ミコト}志^シ部^ベ、諸本^{オト}登^{ミコト}志^シ二字を脱^{オト}し、
部^{カタラシ}字^{カタラシ}を都^{カタラシ}に誤^{ミコト}て、伊^イ都^{カタラシ}と^{カケ}作り、〔延佳^{カケ}〕
本^{カケ}には、伊^イ都^{カタラシ}部^{カタラシ}と^{カケ}作り、此^{カモ}は按^{オモ}ふに、
伊^イ都^{カタラシ}とある本^{カケ}に就^{ツキ}て、部^{カタラシ}字^{カタラシ}は、さか
しらに加^{カハ}へつるなるべし、抑^{カハ}都^{カタラシ}字^{カタラシ}を、
トの假^{カハ}字^{カタラシ}に用ひたるは例^ハは、紀伊國^{カタラシ}伊^イ都^{カタラシ}郡^{カタラシ}などはあれども、此^{カハ}記^{カハ}には無^{カハ}きことなれば、決^{カハ}てトとは讀^{ヨミ}がたく、
又^{カハ}と讀^{ヨミ}ては、御^{カハ}名^{カハ}に合はず、かに

○春日山君ハ大和の也、姓氏錄に、山君ハ垂仁天皇ノ皇子、五十日足彥命之
後也、とあり

○高志池君、考なし

○春日部君、和名抄に、尾張国郡名、春部^ハ加須我倍、と注^シし、丹波国水上郡、
春部鄉も、同訓を注^セり、式に河内国高安郡、春日戸社^ニ坐、御子神社など
あり、是等の地より起^リたる、姓なるべし

○子代ハ、天皇を始^メ、御子^{マサ}坐^ざれバ、其御名を後世に、遺^シさむため、某部

かくに都字は誤なり、(略)】、眞福寺
本には、伊部と作り、されば登志二
字の脱^{オチ}たるなること著^{シル}し、(略)

と云フを、置キ給ふを云フ
○伊都部、諸本伊部に、作クレ、ど、今延佳本に從ふ、和名抄に備中國、伊豫國等の郷名に出部ハ、伊都倍、とあるハ、此姓に由あるか、但シ是ハ濁音也、
と聞ゆれば、別か猶考べし

○羽昨君、羽昨ハ能登国の、郡名也、類聚国史、八十七に、能登国人、
○三尾君、和名抄に、近江国高嶋郡、三尾郷あり
昨ノイヤ
と云フ人見ゆ

- 11 トヒタマハク 12 ハヤサメノ
13 ニシキイロナルヘミ
14 ミクビニナモ 15 「是」施訓なし
16 アラマシトトヒタマヒキ
「シラ」「シラシ」あるいは「シラシ
メシ」の誤りか。

纏マツヘリ シアガミクビヲナモ カクノイメハコレアラムトノリ玉ヒキ
二 繼我 14 頸一、如此之夢、15 是 16 有二何表一也

- 沙本毘賣ハ、開化天皇の御孫にて、日子坐王の、御女也
○愛は万葉に、愛^{ハシ}妻愛^{ハシキヤシ}八師など云へり、ウルハシキも、心愛^{ハシキ}なり
○八塙折之、紐小刀、八塙折は八俣^ノ袁呂智^ノ段に、注^ヘり、記傳に幾度も、
をり返し^{キタヒ}治たる、刀を云^フと云^ヘり、紐小刀既^ニ注^ヘり

○膝ノ下の、為^ノ字ハ、而の誤^リ也と、記傳に云^ヘり

○不忍哀情の、不^ノ字諸本、尓なるを、記傳に改^メたるに從ふ

○沙本は、大和国添上郡なる、地名にて、即^チ沙本毘古^ノ王の、居所也

○錦色小蛇ハ、和名抄に、蚺蛇仁之木倍美、と注せり、小蛇ハ、紀にヲロチ、
とよめり、袁呂智ハ、大小に渉る名也

○纏繞、古今集に、よそに見て、歸らむ人に、藤^ノ花、はひまつはれよ、枝
ハをるとも

○如此之ハ、續紀廿四に、如久乃状^{サマキコシメシ}聞食とあり

- 1 アラソハエジトオモホシテ 2 (即
白天皇言) まとめて) マヲシタマハク
3 (問:日) まとめて) トトヒタリキ

爾^{コニニゾノキサキ}其^{オモ}后^{ホシテガテ}、以^{ニアラソヒ}三^{スナハチマヲシテ}為^{スメラミコトニ}不^{マヲサク}應^{アガイロセサホ}爭^{マノアタリトフニ}、¹即^{イロセト}白^{コニズテタハ}天^{マノアタリトフニ}皇^{ナモ}一^{ナモ}言^{ナモ}、妾^{アガイロセサホ}兄^{ナモ}沙^{ナモ}本^{ナモ}毘^{ナモ}古^{ナモ}
王^{ミコ}、³問^{トヒ}妾^{アレニケラク}曰^{ハシキトイヒキラトトハ}、孰^{イヅレカ}一^{ナモ}愛^{マノアタリトフニ}夫^{ナモ}與^{ナモ}兄^{ナモ}、⁴是^{コニズテタハ}不^{マノアタリトフニ}勝^{ナモ}一^{ナモ}面^{ナモ}問^{ナモ}一^{ナモ}故^{ナモ}、⁵妾^{アレハ}

ザリキ 7ミコ（「モ」なし） 8ア
レマシヌ 9マヲサシメタマハク（会話引用終わりにマヲサシメタマヒキ）
10オホキミ 11ヲサメタマヘ
12イロセヲコソキラヒタマヘレ
13「其」施訓なし 14イトカナシトオ
モホセリケレバ 15（「即有得后之心」
まとめて）ソレエタマハムノミココ
ロマシキ

兄一、自二後門一逃出而、納二其之稻城一此時其后姫身、於是
天皇、³不^レ忍^二其后懷姫、及愛重至^{二于三年一4故、5廻}
其軍一、不^二急⁶攻迫一、如此^イ逼留之間、其所レ姫之⁷御子、
既⁸產^レ、故^出二其御子一置^{二稻城外一}令^レ白^三天皇、若此御子矣、
天¹⁰皇^{ミコト}之御子、所^レ思看者、可¹¹治^賜一、於^レ是天¹²皇^{ミコト}、
怨^レ其¹³兄^一、猶^{不^レ}得³忍¹⁴愛^二、其¹⁵后^一、故¹⁵即^{有^二}得⁴

レ 后之心

○殆を、ホトンドとよめるは、音便讀にて、俗し、邊々、と云^フ言の略にて、
其際に、至る意也

○（稻城について）師云く、稻城とは、凡て稻^{イレオク}を納置城^キは、垣^{カダ}をも固くし、溝^{ミヅ}を掘廻^{ホリメグラ}しなどして、盜^{ヌスピト}など入^リがたく、殊に固く構^{カタマリ}ふる物なる故に、其稻藏^{ノイネイル}る城^キの如くに固く構へたるを云なり、日本紀に積^チレ稻作^ヲ城^レあるは、ひがごとなり、稻^{ツミ}を積たらむは、何の固きことあらむと云れつる、此説の如くなるべし、（略）

○稻城ハ、記傳に、師説を、記せれど非也、紀の此件を、はじめしばく見えたる、何れも、戦^ノ時ならで常に、稻城を築ける事なし、稻とハ糲にて、是を俵にして、積廻らし、矢を防き、兵糧にも充^シなるべし、稻を^{クキ}茎^スなりに、積しと云へるにハあらず、然^{サル}は雄略紀に、稻城の見えたるは、四月にて、崇峻紀にハ、七月とあり、其頃薦たる稻の、有^ルべき時にあらざるを思へ○廻其軍とハ、稻城を圍むのミにて、攻入らざるを云^フ

○天皇詔雖怨の詔ノ字を記傳に、阿礼がスメラミコト、と讀たるを、聞誤^リて、

イ稱
 1 ツドヘテ 2 カソヒ 3 ミカミニ
 4 ミテニ 5 「隨取獲」をまとめて
 トリエムマニマニ 6 イデマツレト
 ノリタマヒキ 7 ミココロ 8 ソノ
 ミカミ 9 「其」施訓なし 10 ミカシ
 ラヲ 11 クタシテ 12 ケセリ 13 ム
 ダキテ 14 トリマツラムト（シテな
 し） 15 「爾」施訓なし 16 ヤブレツ
 17 トリエマツリテ 18 エトリマツラ
 ザリキ 19 「亦」施訓なし 20 ノラシ
 メタマハク 21 ハハナモツクルヲ
 22 ツケムトノラシメタマヒキ

詔ミコトと書けりと、云ヒり、鳴呼言痛説なるかも如此許、阿礼が誦し古傳を、こ
 よなく重オモミ思へらむにハ、何故に三字五字も、無てよろしと云ヒてハ、讀消し、
 或ハありて、よろしと云ヒてハ、讀殖しなどしけむ、是ハ年治が常に、疑ひお
 けるを、筆の因に論イフのミ、又此怨字を、續紀の宣命に徵ヨリて、キラヒと訓たる
 是非也、キラヒとハ、棄るの古言にて、神代紀に凶棄アシキラヒ、吉棄ヨシともあり、其アヤ
 を文に重ヌエて、捨給比、岐良比給比、とも云ヘり、故レ今訓を改めつ

是以コヽヲモテ選エリ一聚ツトヘイクサビトノナカニ軍士チカラビトノハヤキヲ之
 時トキ乃スナハチカスヒト掠リテヨソノハミコラモ二取リテヨソノハミコラモ其母マレ王カミニマレ一或テニ3 髮ベシトノリ玉ヒキ或テニ4 手シタガヒ、當トリウルニ下トキ隨カノミコラ二取獲トキ而モテ
 揪カミニケオホヒ以ヒキ控イダシマツル出コヽニソノキサキ上アラカジメシリ玉ヒテ爾マタクタシテ其后タマノヲ豫ソノコヽロ知コトドケンリテ二其ソノミカミヲ情ソノミカミヲ一悉ソノミカミヲ剃ソノミカミヲ其モテ髮ケタシ、以モテ
 如ゴト全マタキミソノ衣キタマヘリ一服カクマケソナヘテ、如此設備タムダキテ而ソノミカミヲ抱ソノミカミヲ二玉緒ヘマカシミテニ、三重纏ヘマカシミテニ手マタモテ一且以ソノミカミヲレ酒サケ二腐カレソノチカラ、爾カレソノチカラ其モテ力カバカリ
 士等オノヅカラオチ、取トリマツリテ二其ソノミコラ御子スナハチトリマツラムトシテ一即ソノミオヤラバ握ソノミコラ二其ソノミコラ御祖ソノミオヤラバ、14 握ソノミコラ二其ソノミコラ御手ソノミコラ一者タマノヲ、15 爭マタタエ握ソノミコラ二其ソノミコラ御手ソノミコラ一者タマノヲ、刺イデ玉ヒキノトニ二出ソノミコラ城外カヘリマキキテマラシ、爾カヘリマキキテマラシ其モテ力カバカリ
 自コヽヲモテ落トリマツリテ、握ソノミコラ二其ソノミコラ御手ソノミコラ一者タマノヲ、16 爭マタタエ握ソノミコラ二其ソノミコラ御手ソノミコラ一者タマノヲ、御衣ソノミコラ便ソノミコラ破ソノミコラ、
 是以コヽヲモテ、17 取エテソノミコラ獲エマツラ其モテ御子タマノヲ、18 不ソノミオヤラバレ得エマツラ其モテ御祖タマノヲ、19 故ソノミオヤラバ其モテ軍士等タマノヲモスナハチタエニシカバ、還カヘリマキキテマラシ來タマノヲモスナハチタエニシカバ奏タマノヲモスナハチタエニシカバ
 不ズ獲エマツラ二御祖ミオヤラバ一取トリエマツリ二得ツト申スミコラ御子コヽニスメラミコトクイウラミ玉ヒテ一爾ニクマシテ天ツクリシタマ皇タマ悔タマ恨タマ而タマ惡タマ二作タマレ玉タマ

23 ラリシモ 24 ホムチワケノミコト
 ゾツケマツルベキトマヲサシメタマ
 ヒキ 25 ノラシメタマヘルニ
 「一」欠消か。
 「ヌ」「メ」の誤りか。

26「以」施訓なし

人等一、皆一 奉其地「二」故謬曰二不レ得地、玉作一也、亦天
 皇命レ²⁰詔其后一言、凡子名、必²¹母名、何²²纏是子之
 御名、宜²³レ稱²⁴本牟智和氣御子、又命レ²⁵詔²⁶何為日足奉一、答下
 白取²⁷御母一 定²⁸大湯坐、若湯坐、宜²⁹中日足奉上、故隨³⁰其后白一、
 以日足奉也

○掠取ハ、續紀廿に、加蘓毗^{カスヒ}奪^ヒ、とあり

○剃其髪、和名抄に、剃刀ハ、加美曾利、と注せり、平家物語十に、そるまでは、恨ミしかども、梓弓、まことの道に、入ぞうれしき、以上剃を、ソルと云へる例也、此ハ剃^コし髪^レ以^ニ其髪^一、とあらまほし

○御祖ハ、女親^{メオヤ}の轉なり

○天皇命詔、とある、命ノ字ハ、令の誤^リなりと、縣居翁の、云^ヘるに從ふべし
 ○子名を、母の名づくる事ハ、皇國の古例にて、其は神代紀、鷦鷯^{ウカヤ}草葺不
 合ノ尊ノ件に、見えたり

○本牟智和氣の智ノ字ハ、濁音によむべし、上卷須比^{スヒヂ}智邇神の、智もおなじ、
 下に品遲部^{ホムヂベ}、とあるを、照^シ見よ、名義ハ、火御舅^{ホミヂ}の轉也

○日足ハ、治養にて、日を足して、成長せしむるを云フ

○御母ハ、乳母也

○大湯坐、神代紀に、湯母飯嚼、湯坐、とあり、記傳に、湯坐ハ、児に湯を浴する婦、湯母ハ湯を飲しむる、婦なるべし、と云ヘり、年治云ク、湯を浴するハ、湯母の業にこそあれ、湯を飲しむるとハ、如何、扱湯坐ハ、湯を沸し、其事を執りまかなかふ、人を云ヘり、かゝれば、湯坐ハ湯人の轉にて、雄略紀に、湯人此云二夷衛^{ユエ}、とあるを見ルべし、坐ノ字を書けるハ、字書に坐猶レ守、とある義にて、湯を掌ル意也、今按に、養育のため、地を賜ひ、其事に關かる人を、湯坐部と云ヒケム、續紀卅に、賜姓湯坐部ヲ、とあるハ、湯坐を掌ル人に、賜へる也、此湯坐ハ、漢籍に湯浴之邑、とあるに、をさく相似たり、此地を國々に、置給ひしに、大湯坐と若湯坐と、二部ありけめど、大も若も美称にて、異なる意なく、常にハ略キテ、湯坐とのミ云ヒケム、和名抄上総国周淮郡に、湯坐ノ郷あり、天平勝寶六年、八月四日、百部法華經を百人に書カしめたる、古文書に湯坐ノ伊賀磨、と云フ人も見えたり、續紀廿九に、湯坐ノワタリノ曰理連、池守、三代實錄十八に、湯坐菊田臣、繼磨などあるハ、陸奥国の湯坐、てふ地に住し、人等也、扱其湯坐の中に、若湯坐は、氏人も蕃殖けむ、舊事紀に、大咩布命ハ、若湯坐連等ノ祖とあるのミならず、續紀以下、屢見えつるを、大湯坐の氏人ハ、

1〔誰解〕のあとに) トハシメタマ
 ヘバ 2ミマシノ 3「曰」施訓なし
 4ミムスメ 5マヲサシメタマヒキ
 6シカアリテ 7トリタマヘルニ

又¹問²其³后⁴、⁵曰²汝²所^レ堅^之、⁶美豆能⁷小佩^者、⁸誰⁹解^一、「美豆能三字以^レ音也」⁵答^二白^旦波[、]比^古多^多須^{美智能}、⁹宇斯王之⁴女[、]名^{兄比賣、弟比賣、茲^二女王、淨^公民^故、宜^レ使^也、然⁶シカシテ^{遂⁷殺[、]其沙本比古王^一、其伊呂妹亦從^也}}

○美豆ハ、ミづくしなど、美称詞也

○小佩は、小紐なるべし、万葉九に、吾妹兒之^{ワギモコガ}、結手師紐乎^{ユヒテシヒモヲ}、將解八方^{トカメヤモ}、絶者絶十方直^{タエバタエトモタマニアラマデ}二相左右^二、按に上代ハ男女互^{カタミ}に結びかはしし、下紐は、他^{ヒト}に解^カしめざしり習^{ナラハ}し、此御古事にて知ルべし

○旦波、比古多々須美智能宇斯ノ王ハ、開化天皇の、皇子にて、上に見えた
 ○兄比賣、弟比賣、字の如し、紀に五婦人とあり下に四柱とありて其名さ
 へ記せれバ、此件の二女ハ、後の人のかしらに加へしにや
 ○淨公民の、淨ハ族の貴^キを云^フ、公民ハ、貴賤に涉る称なるをや

洩^レて傳はらず、天武紀に大湯人連、若湯人連、賜^レ姓曰^二宿祢^一と有^リ